

第5章 子ども・子育て支援施策の

展開

第1節 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、基山町全域を1区域として設定します。

(1) 認定区分

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた町が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付する仕組みとなっています。

〈認定区分〉

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性がない）	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 地域型保育事業

(2) 支給認定

保育の必要性の認定（2号・3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点が基準になります。

〈支給認定の基準〉

保育が必要な事由	①就労（フルタイムのほか、パートタイム、夜間勤務などを含む） ②就労以外の事由（保護者の疾病・障がい、妊娠・出産、親族の介護・看護、災害復旧、虐待やDVの恐れがあることまたそれらに類するものとして本町が定める事由）
保育の必要性	①保育標準時間：主にフルタイムの就労を想定した利用 (就労時間の下限時間を1か月あたり120時間と設定) ②保育短時間：主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (就労時間の下限時間を1か月あたり56時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭、生活保護世帯、生活中心者の失業、お子さんに障がいがある場合、虐待やDVの恐れ、社会的養護の必要者など

第2節 子ども・子育て支援給付

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保の方策」を定めることとしています。

利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて、事業ごとに「量の見込みと確保の内容」や「確保の方策」をまとめました。

〈施設型給付〉

保育園（所）	児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。
幼稚園	学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としています。
認定こども園	幼稚園・保育園（所）などのうち、① 就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、② 地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

〈地域型保育事業〉

家庭的保育 (保育ママ)	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が少人数（5人以下）で家庭的雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が少人数（6人～19人）で、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。
居宅訪問型保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、障がいや病気などで個別のケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに保護者の自宅において1対1で保育を行います。
事業所内保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、会社や事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育を行います。

＜年度別見込み量と確保の内容＞

		令和 2 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
A.	量の見込み	102人	43人	282人	51人	183人
A'.	量の見込み(他市町の子ども)	23人	12人	0人	0人	1人
B. ・ 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	町内12人 他市町へ9人	町内7人	町内285人 他市町へ4人	町内64人	町内163人
	保育園（所）			135人	30人	65人
	認定こども園	12人	7人	150人	34人	98人
	確認を受けない幼稚園	町内80人 他市町へ24人	町内48人			
	特定地域型保育事業				町内18人	町内20人 他市町へ1人
	小規模保育				18人	20人
	家庭的保育				0人	0人
	居宅訪問型保育				0人	0人
	事業所内保育				0人	0人
	差(B-A-A')	0人	0人	7人	31人	0人
		令和 3 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5 歳	0 歳	1・2 歳
A.	量の見込み	107人	45人	307人	53人	174人
A'.	量の見込み(他市町の子ども)	23人	12人	0人	0人	1人
B. ・ 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	町内12人 他市町へ9人	町内7人	町内303人 他市町へ4人	町内64人	町内163人
	保育園（所）			145人	30人	65人
	認定こども園	12人	7人	158人	34人	98人
	確認を受けない幼稚園	町内85人 他市町へ24人	町内50人			
	特定地域型保育事業				町内18人	町内20人 他市町へ1人
	小規模保育				18人	20人
	家庭的保育				0人	0人
	居宅訪問型保育				0人	0人
	事業所内保育				0人	0人
	差(B-A-A')	0人	0人	0人	29人	9人

		令和 4 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5 歳	〇 歳	1・2歳
A. 量の見込み		107人	45人	300人	57人	187人
A' . 量の見込み(他市町の子ども)		23人	12人	0人	0人	1人
B . 確保の内容	特定教育・保育施設	町内12人 他市町へ9人	町内7人	町内296人 他市町へ4人	町内64人	町内163人
	保育園(所)			140人	30人	65人
	認定こども園	12人	7人	156人	34人	98人
	確認を受けない幼稚園	町内85人 他市町へ24人	町内50人			
	特定地域型保育事業				町内14人	町内24人 他市町へ1人
	小規模保育				14人	24人
	家庭的保育				0人	0人
	居宅訪問型保育				0人	0人
	事業所内保育				0人	0人
	差(B-A-A')	0人	0人	0人	21人	0人
		令和 5 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5 歳	〇 歳	1・2歳
A. 量の見込み		110人	46人	299人	59人	193人
A' . 量の見込み(他市町の子ども)		23人	12人	0人	0人	1人
B . 確保の内容	特定教育・保育施設	町内12人 他市町へ9人	町内7人	町内295人 他市町へ4人	町内64人	町内166人
	保育園(所)			140人	30人	68人
	認定こども園	12人	7人	155人	34人	98人
	確認を受けない幼稚園	町内88人 他市町へ24人	町内51人			
	特定地域型保育事業				町内11人	町内27人 他市町へ1人
	小規模保育				11人	27人
	家庭的保育				0人	0人
	居宅訪問型保育				0人	0人
	事業所内保育				0人	0人
	差(B-A-A')	0人	0人	0人	16人	0人

		令和6年度				
		1号	2号		3号	
			幼児期の学校教育 の利用希望が強い	左記以外 3~5歳	〇歳	1・2歳
A. 量の見込み		111人	46人	297人	62人	203人
A'. 量の見込み(他市町の子ども)		23人	12人	0人	0人	1人
B ・ 確 保 の 内 容	特定教育・保育施設	町内12人 他市町へ9人	町内7人	町内293人 他市町へ4人	町内64人	町内172人
	保育園(所)			135人	30人	74人
	認定こども園	12人	7人	158人	34人	98人
	確認を受けない幼稚園	町内89人 他市町へ24人	町内51人			
	特定地域型保育事業				町内7人	町内31人 他市町へ1人
	小規模保育				7人	31人
	家庭的保育				0人	0人
	居宅訪問型保育				0人	0人
	事業所内保育				0人	0人
	差(B-A-A')	0人	0人	0人	9人	0人

第3節 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法で、地域子ども・子育て支援事業として位置付けられている事業について、第2節「子ども・子育て支援給付」と同様に、アンケート調査の結果や事業の実績値等を基に量の見込みを算定し、それに対応した確保の方策を設定しました。

(1) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間づくりができる場を提供します。

<量の見込みと確保の方策>

(単位： 延べ回数)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	899	1,011	1,124	1,236	1,348
B. 確保の方策	899	1,011	1,124	1,236	1,348
差 (B-A)	0	0	0	0	0

(2) 延長保育事業（時間外保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間勤務等に伴う保育時間の延長に対するニーズに対応するため、通常の保育時間を超えて保育を実施します。

<量の見込みと確保の方策>

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	193	199	206	213	219
B. 確保の方策	193	199	206	213	219
差 (B-A)	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業

■ 一時預かり事業(幼稚園型)

幼稚園において、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に行う教育活動の事業です。

＜量の見込みと確保の内容＞

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	654	689	684	705	714
B. 確保の内容	654	689	684	705	714
差(B-A)	0	0	0	0	0

■ 一時預かり事業(一般型)

ファミリー・サポート・センター事業【未就学児】

子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

一時預かり事業（一般型）とは、保護者の育児疲れの解消（リフレッシュ）、あるいは緊急の用事（冠婚葬祭や病気等）等の理由で、家庭での保育が一時的に困難な場合に、保育所において子どもを保育する事業です。

ファミリー・サポート・センター事業とは、子育てに関して「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて、夜間もしくは休日に必要な保護を行う事業です。

<量の見込みと確保の内容>

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	519	537	554	572	590
B. 確保の内容	519	537	554	572	590
一時預かり事業 (一般型)	519	537	554	572	590
ファミリー・サポート・センター事業					
子育て短期支援事業	0	0	0	0	0
差 (B-A)	0	0	0	0	0

(4) 病児・病後児保育事業

子どもが病気の際に保護者の就労等の理由により自宅での保育が困難な場合、保育所、認定こども園、病院、診療所その他の施設において、子どもを一時的に預かり、保育を行います。

<量の見込みと確保の内容>

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	108	108	108	108	108
B. 確保の内容	108	108	108	108	108
差 (B-A)	0	0	0	0	0

(5) ファミリー・サポート・センター事業（就学児）

子育てについて「援助を受けたい人」と「援助をしたい人」が会員登録をし、子育てについて助け合いを行う事業です。会員間の連絡・調整等を行い、子どもの送迎や一時的な預かり等、地域における子育て支援を行います。

<量の見込みと確保の内容>

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	20	21	22	23	23
B. 確保の内容	20	21	22	23	23
差 (B-A)	0	0	0	0	0

(6) 放課後児童クラブ事業（放課後児童健全育成事業）

小学校に通う子どもで、その保護者が就労等によって家庭にいない場合、授業の終了後、遊びや集団生活の場を提供し、放課後の児童の安全確保や健全育成を図ります。

＜量の見込みと確保の内容＞

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	220	230	241	249	260
1年生	84	88	92	95	99
2年生	59	62	65	67	70
3年生	37	38	40	42	43
4年生	23	24	25	26	27
5年生	11	11	12	12	13
6年生	6	7	7	7	8
B. 確保の内容	280	280	280	280	280
差(B-A)	60	50	39	31	20

なお、夏休み等の長期休暇中においては、一時的に利用者が増加するため、弾力的な利用をもって確保します。

(7) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病やその他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などにおいて宿泊を伴う必要な保護を行います。

＜量の見込みと確保の内容＞

(単位：人日)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	○	○	○	○	○
B. 確保の内容	○	○	○	○	○
差(B-A)	○	○	○	○	○

ニーズ調査による利用意向はありませんでしたが、実情に応じて利用希望があった場合は、町内の児童養護施設にて対応します。

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、相談や情報提供等の支援を身近な場所で行います。

<実施計画>

(単位：箇所)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
基本型・特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	1	1	1	1	1

(9) 妊婦に対する健康診査事業

子どもが健やかに生まれ成長していくことができるよう、健康診査を通じて妊婦や胎児の健康保持及び疾病予防、早期発見を行います。

<量の見込みと確保の内容>

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	145	153	164	170	178
B. 確保の内容	145	153	164	170	178
差 (B-A)	0	0	0	0	0

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供、乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言・その他の支援を行います。

＜量の見込みと確保の内容＞

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	145	153	164	170	178
B. 確保の内容	145	153	164	170	178
差 (B-A)	0	0	0	0	0

(11) 養育支援訪問事業

乳児全戸訪問事業等により把握した子どもの養育において、支援の必要があると判断した家庭に対し、保健師等によって継続的に家庭を訪問し、養育に関する支援等を行います。

＜量の見込みと確保の内容＞

(単位：人)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
A. 量の見込み	0	0	0	0	0
B. 確保の内容	0	0	0	0	0
差 (B-A)	0	0	0	0	0

ニーズ調査による利用意向はありませんでしたが、実情に応じて利用希望があった場合は対応を検討します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。令和元年10月から子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園における副食費の実費徴収に係る補足給付事業が開始されました。

本町では、この国の要綱に基づいた給付に加え、教育・保育給付認定（2号認定）の多子世帯にも本町独自の補足給付を実施しています。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

国・県の動向や、町内の需要等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することとします。

第4節 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

(1) 認定こども園の普及及び推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。平成27年より開始された子ども・子育て支援制度では、認定こども園法が改正され、認可手続きの簡素化等により、幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。

本町においては、平成31年4月に町内初となる幼保連携型の認定こども園が開園しており、私立保育所の「たんぽぽ保育園」が、令和2年4月から幼保連携型認定こども園へ移行（予定）となっています。引き続き、認定こども園への移行や、新たな参入の申請が行われた場合は、地域の実情や希望する意向類型等について助言を行うなど適切な対応を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもので、かつ乳幼児期の発達は連続性が必要であることから、子どもの健やかな育ちのためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが必要です。

幼児教育から小学校教育へと移行する際には、教育の内容や方法、生活環境等に大きな違いがあり、小学校に入学した子どもたちにとって、いわゆる「小1プロブレム」につながるといわれています。このため、認定こども園・幼稚園・保育所と、小学校等との円滑な接続が重要です。本町においては、これまで「ピカピカの一年生プロジェクト」等を通じ、教育の連続性と学びの基礎力を養うための支援を行いました。今後は令和2年度に、基山っ子未来館が設置されることから、母子保健コーディネーターや子育て支援コーディネーターを中心とし、様々な施設との連携強化を検討します。

また、質の高い幼児教育・学校教育の提供には、幼稚園教諭・保育士・保育教諭等の資質向上が重要です。今後、基山保育園を基幹系保育所と位置付けることによって、専門的知識や技能を蓄積し、民間保育所への支援や町内保育所の人材育成を図ります。

(3) 子育てのための施設等給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担や利便性等を勘案しながら、給付方法について検討を行っていきます。また、施設への資金繰りにも支障を来さないよう、適切な給付を行っていきます。

(4) 外国につながる子どもへの支援・配慮

国際化の進展に伴い、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などのいわゆる外国につながる幼児の増加が見込まれています。そのような幼児が教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、地域における外国人等の在住状況や出身地域等を踏まえた支援が必要になっています。

本町では、住民の動向を注視し、在住状況や出身地域等を踏まえた柔軟な対応を検討します。

第 6 章 計画の推進体制

第1節 計画の推進

本計画では、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました。計画の推進にあたっては、保育・教育事業に対する住民ニーズに応えていくため、必要なサービスの量の確保・充実等と多様化も含む質の向上の実現をめざしていきます。

このため、町内関係機関と連携し、保育所・幼稚園等の子ども・子育て支援事業者、学校、地域住民など多くの方々の意見を参考に取り組みを広げていきます。

第2節 計画の推進管理

(1) 「基山町子ども・子育て会議」の設置

計画に基づく施策を推進するため、「基山町子ども・子育て会議」において、事業計画に基づく事業の実施状況や、これに係る費用の使途実績等について毎年度点検・評価します。事業計画策定後には、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するにあたっては、利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検・評価し、施策の改善につなげていきます。なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」など大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和4年度）を目安として、計画の見直しを検討します。ただし、見直しを行った後の事業計画の期間は、当初の計画期間（令和6年度）までとします。

(2) 庁内における「基山町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」の設置

計画の着実な推進のため、全庁的な推進体制を整備します。計画の進捗管理にあたっては、「こども課」が事務局となり、関係各課の長で構成する「基山町子ども・子育て支援事業計画推進委員会」において、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

年度ごとの、計画の進捗状況を総合的に点検・評価するとともに、地域の情勢に合わせた見直しを行っていきます。

第3節 住民及び関係団体等との連携

（1）住民や関係団体等と連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、その他子育て支援に関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。計画推進にあたっては、子育て支援事業を行う保育所や幼稚園等の事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政の各々が子育てや子どもの健全育成に対する責任及び役割を認識し、相互理解と協働で計画の推進に努めます。

（2）地域の人材確保と連携

住民の多様なニーズに対応するためには、子育てに関わる保育士等の有資格者のみに限らず、地域で様々な活動をしている自治会（区・組合等）やボランティアや子育て経験者、高齢者の方等、地域で子育て支援をする人材の確保・連携に努めます。

（3）住民・事業所・企業等の参加の推進

計画の目的である「社会全体で子育て支援」をするためには、住民や事業所、企業等の理解と協力が必要です。広報等による理解の向上、ボランティア活動の活性化の促進等、地域活動の取り組みを支援し、子育てしやすい環境づくりに住民・事業所・企業等の参加を推進します。

資料編

基山町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 9 月 25 日条例第 16 号改正
平成 26 年 12 月 12 日条例第 32 号

(設置)

第1条 本町に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項に規定する合議制の機関として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、基山町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務及び次世代育成支援対策促進法（平成 15 年法律第 120 号）第 21 条に定める次世代育成支援対策地域協議会が所掌する事務を処理するとともに、町が実施する子どもに関する施策のうち、町長が必要と認める事項について、町長の諮問に応じ調査審議する。

(組織及び任期)

第3条 子ども・子育て会議は、委員 16 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(1)学識経験を有する者

(2)子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3)児童福祉関係者

(4)母子保健関係者

(5)児童健全育成関係者

(6)公募による子どもの保護者

(7)事業主及び労働者

(8)その他町長が適当と認める者

3 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないものとする。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があると

きは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(会議録)

第6条 会長は、子ども・子育て会議ごとに会議録を作成し、会長が指名した委員 2 人とともに署名しなければならない。

(答申)

第7条 会長は、子ども・子育て会議が町長の諮問事項を決議したときは、速やかに町長に答申しなければならない。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、基山町非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 26 年条例第 4 号）の定めるところによる。

(庶務)

第9条 子ども・子育て会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に關し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 12 日条例第 32 条)

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

基山町子ども・子育て会議委員名簿

区分		氏名	所属・役職
学識経験を有する者（1名）	会長	貞松 征夫	九州龍谷短期大学特別顧問
子ども・子育て支援に関する事業に従事する者（11名）	副会長	池田 真弓	ころころ保育園 園長
		天本 正弘	基山町社会福祉協議会 局長
		内山 真美	基山中PTA 会長
		江口 陽子	基山小学校 校長
		埋金 由美	見真幼稚園 教務
		藤田 真由美	基山保育園 主任保育士
		榎崎 圭介	たんぽぽ保育園 園長
		鶴丸 佐代子	基山バディ認定こども園 園長
		杉原 伸介	ちびはる保育園 園長
		調 淨信	子ども家庭支援センター和合 代表
		渡辺 一正	放課後児童クラブ 代表
公募による子どもの保護者（2名）		吉田 静代	一般公募
		鎌田 恵那	一般公募
事業主及び労働者（1名）		田中丸 真章	医療法人清明会 みき託児所

子ども・子育て支援事業計画策定の経過

〈平成30年度〉

年月日	内 容
平成30年度第3回 平成30年12月21日 出席者 11人	• 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画について

〈令和元年度〉

年月日	内 容
令和元年度第1回 令和元年5月21日 出席者 12人	• 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の実施について
令和元年度第2回 令和元年8月23日 出席者 11人	• 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果について
令和元年度第4回 令和元年12月26日 出席者 11人	• 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画（素案）検討
令和元年度第5回 令和2年1月30日 出席者 8人	• 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画（素案）検討 • 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの実施について
令和元年度第6回 令和2年3月19日 出席者 11人	• 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画（素案）検討 • 第2期基山町子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するパブリックコメントの結果について • 町長へ答申

第2期基山町子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発 行 佐賀県基山町
企画・編集 基山町こども課

〒841-0204 佐賀県三養基郡基山町大字宮浦 666 番地
TEL (0942) - 92 - 2011 (代)
FAX (0942) - 92 - 7184
<http://www.town.kiyama.lg.jp/>